

漁獲証明制度に関する検討状況について

令和 2 年 4 月 21 日
水 産 庁

1. 漁獲証明制度検討会における議論の経緯

- ・ 昨年 9 月より 6 回検討会を実施。
- ・ 昨年 12 月に論点整理を行った後、法制面、実態面の検討を進め、現在、以下の方向で議論。

2. 取りまとめの内容

(1) 国内漁獲証明制度

① 指定水産動植物に対する漁獲証明の義務付け

密漁等の違法漁獲が懸念される魚種について、漁獲証明済みであることの表示義務、漁獲証明番号を含む取引記録の保存義務、取扱事業者の届出義務を課す。

② 任意の漁獲証明の仕組み

指定水産動植物以外の魚種について、任意の漁獲証明の仕組みを設け、証明済みの表示を行う場合には、取引記録の保存義務を課す。

③ 指定輸出水産動植物に対する漁獲証明の仕組み

違法漁獲物の輸出が懸念される魚種について、輸出の際に輸出漁獲証明書を確認する仕組みを創設。

(2) 輸入水産物の漁獲証明制度

I U U 漁業の懸念がある魚種（指定輸入水産動植物）の輸入に際し、漁船の所属国政府発行の漁獲証明書を確認する仕組みを創設。

3. 今後のスケジュール

- ・ 検討会での最終とりまとめを経て、制度化に向けた作業を進めていく予定。